

業 務 規 程

奈良県花き植木農業協同組合

地方卸売市場奈良県花き植木農業協同組合（花き植木広域流通センター）

業 務 規 程

第 1 章 総 則

（趣 旨）

第 1 条 この規定は、花き植木類の流通の円滑化と取引の公正化を図るため、奈良県花き植木農業協同組合（以下「組合」という。）が設置する地方卸売市場である花き植木広域流通センター（以下「センター」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 1. この規定において「セリ」とは、多数の買参人に対して均一の条件で売買に付し、最高の価格を表示した者に販売することをいう。
2. この規定において「買参人」とは、購入に参加する目的をもって組合に登録された者をいう。
3. この規定において「出荷者」とは、販売を委託する目的をもって組合に登録された者をいう。

（市場運営の基本方針）

第 2 条の 2 組合は、センターにおける業務の運営に関し、買参人、出荷者その他のセンターにおいて売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

第 2 章 取扱品目、単位及び営業日

（取扱品目）

第 3 条 取扱品目は、次のとおりとする。
(1) 花 き 類 ただし、細目については別に定める。
(2) 植 木 類
(3) 園芸資材及び造園資材

（取引単位）

第 4 条 取扱品目ごとの取引単位は、別に定める。

（開 市 日）

第 5 条 開市日は、次のとおりとする。ただし、業務上運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。
(1) 切 花 市 毎週月曜日、水曜日、金曜日
(2) 鉢 花 市 毎週月曜日、木曜日

- (3) 植 木 市 毎月第1、第3火曜日（ただし、1月、9月は第3火曜日のみ、6月は第1火曜日のみ、7・8月は休み）

（開市時間）

第 6 条 開市時間は、次のとおりとする。ただし、業務運営上必要があると認めるときは、これを変更することができる。

区 分	セリ時間	相 対 取 引
切 花 市	午後1時	市日当日の午前11時～12時
鉢 花 市	午前9時	市日前日の午後6時～8時 ただし、1・2・7・8月は市日前日の午後5時～6時
植 木 市	午前9時	市日当日の午前8時30分よりセリの時間内

（関係者への通知）

第 7 条 組合は、開市の日及び時間を変更しようとするときは、センターに提示する。

第 3 章 センター関係者

（卸売業者）

第 7 条の2 センターにおいて卸売業務を行う者は、奈良県花き植木農業協同組合とする。

（出 荷 者）

第 8 条 第2条第3項に規定する出荷者は、花き類、植木類の生産者、農業協同組合、農業者の組織する団体及び仲介者とする。

（セ リ 人）

第 9 条1. セリ人は、組織の責任者をもって、これに充てる。

2. セリ人は、セリ人章を着用しなければならない。

（買 参 人）

第 10 条 第2条第2項に規定する買参人は、花き類、植木類の生産者、小売業者及び卸売業者とする。

（買参人の登録）

第 11 条1. 買参人は、第3条第1項に掲げる取扱品目の部類ごとに組合の登録を受けなければならない。

2. 前項の規定により登録を受けようとする者は、取引契約書に買参人、連帯保証人の印鑑証明等必要書類を添付のうえ、登録手数料（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）、保証金を添えて組合に提出しなければならない。ただし、登録を更新するときは、この限りではない。

3. 前項の規定する登録手数料、保証金は次のとおりとする。

【登録手数料】

- | | | | | |
|---------|-----|----------------|------|----------------|
| (1) 切花類 | 組合員 | 20,000 円（消費税別） | 組合員外 | 30,000 円（消費税別） |
| (2) 鉢花類 | 組合員 | 20,000 円（消費税別） | 組合員外 | 30,000 円（消費税別） |
| (3) 植木類 | 組合員 | 20,000 円（消費税別） | 組合員外 | 30,000 円（消費税別） |

【保 証 金】

買参人登録時に、300,000 円を申し受けるものとする。

4. (1) 第2項の規定による登録手数料は取引契約を解消した場合においても返還しない。
- (2) 保証金は、取引契約を解消した時点で組合に対して責務金額がある場合には相殺し、それ以外は全額返金する。
5. 組合は、第1項の規定により登録を受けようとする者が取引の相手方として不適当と認める場合には、同項の登録をしないものとする。

(登録証)

第12条1. 組合は、買参人に対して登録証及び取引番号を発行し、買参人はセンターに出入りする場合には、これを携帯しなければならない。

2. 登録証は、第3条第1項及び第2項に掲げる取引品目の部類ごとに発行するものとする。

(買参人の名称変更等の届出)

第13条1. 買参人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なくその旨を組合に届け出なければならない。

(1) 氏名、名称、商号又は住所を変更したとき。

(2) 買参人としての業務を廃止しようとするとき。

2. 買参人が死亡又は解散したときは、当該買参人の相続人又は清算人は、遅滞なくその旨を組合に届け出なければならない。

3. 前項の場合において、相続人が買参人の業務を承継しようとするときは、第11条に規定する登録を受けなければならない。ただし、登録手数料は免除するものとする。

(買参人の登録の取消し等)

第14条 組合は、買参人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、買参人の登録を取り消すことができる。

(1) 取引に関して不正の行為があったとき。

(2) 買受代金（消費税額及び地方消費税額を含む。）の支払いを怠ったとき。

(3) 保管の費用又は損失金の支払いを怠ったとき。

(4) 正当な理由がなく、引き続き1年以上取引しないとき。

第4章 委託及び受託

(出荷者の秩序保持の原則)

第15条 出荷者は、センターの業務秩序を保持するため、次の事項を履行しなければならない。

(1) 花き類、植木類、園芸資材及び造園資材（以下「花き類等」という。）を搬入するときは、原則として開市時刻の30分前までに搬入すること。

(2) 委託する花き類等の搬入に要する運賃諸掛（消費税額及び地方消費税額を含む。）はすべて出荷者の負担とし、元払いとすること。

(3) 花き類等を搬入する際は、必ず「出荷カード」を携帯し、出荷者番号、住所、氏名及び品名、数量、規格等を記載した出荷伝票を添付するものとする。

(災害等による責任の帰属)

第16条 センターに搬入された花き類等が災害又は盗難若しくは損傷等により損害を受けた場合にはセ

リが成立するまでの間は、出荷者の責任とし、セリの成立後は買参人の責任とする。

(委託場所の制限)

第 17 条 組合は、センター以外の場所では花き類等の販売委託の受付を行わないものとする。

(荷受伝票の交付)

第 18 条 組合は、花き類等の荷受けをした場合には、荷受伝票を出荷者に交付するものとする。

第 5 章 取 引

(取引の原則)

第 19 条 1. 取引の方法は、セリ売り、予約相対、予約取引とする。

2. 切花、鉢花、植木の予約相対販売(注文)は、随時、組合が対応するものとする。

3. 切花、鉢花については、原則として定められた相対時間内までに入荷のあった上場予定の商品については、同一荷口、品種、等階級の 90%までを相対取引の範囲とする。ただし、支障をきたすと考えられる商品については、その都度判断し除外することができる。卸売価格は、当日セリ売りにより販売された同一荷口、品種、等階級の最高価格(消費税額及び地方消費税額を含まない。以下同じ。)を基準とし、価格を算定するものとする。

4. 植木相対(小向)は、小向係が立ち会いのもと買参人、出荷者双方が価格を協議し、決定するものとする。また、相対数量の範囲は、設けない。

5. センターにおける売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。

(セリ売りの方法)

第 20 条 セリ売りは、花き類等について品目及び数量その他必要な事項を呼びあげた後に、行わなければならない。

(売買の成立)

第 21 条 セリ売りによる売買は、セリ人が買参人の表示した最高の価格を呼びあげたときに成立する。
この場合において、セリ人は、セリ落し人を決定するときは、セリ落し価格及び買参人番号を呼び上げなければならない。

(売立報告)

第 22 条 組合は、前条の規定により売買が成立した場合は、出荷者に対してその品名、価格及び手取金額(消費税額及び地方消費税額を含む。)を記載した仕切明細書を、買参人に対しては、品目、数量、金額等を記載した買上明細書を交付するものとする。

(販売手数料)

第 23 条 組合は、出荷者から販売価格(消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。)の 10%を販売手数料として徴収する。

(異議の申立及び販売価格の訂正)

第 24 条 組合は、セリにて成立した価格については、原則として出荷者及び買参人からの異議の申立及び価格の訂正には応じないものとする。

(差別的取扱の禁止)

第 24 条の 2 卸売業者は、卸売の業務に関し、出荷者又は買参人その他卸売を受ける者に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

(売買取引条件の公表)

第 24 条の 3 卸売業者は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。

- (1) 営業日及び営業時間
- (2) 取扱品目
- (3) 生鮮食料品等の引渡しの方法
- (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買参人が負担する費用の種類、内容及びその額
- (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法
- (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額（その交付の基準を含む）

(卸売予定数量等の公表)

第 24 条の 4 組合および卸売業者は、センターにおいて取り扱う主要な物品について、毎日の卸売予定数量並びに卸売数量及び価格を公表するものとする。

2. 卸売業者は、その月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第 24 条の 3 の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を公表するものとする。

第 6 章 支 払 決 済

(代金の支払い)

第 25 条 委託された花き類等の代金（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）の支払いは、その売上総額から第 23 条の規定による販売手数料を差し引いた額を、その売上日から起算して 30 日までに、現金又は送金その他出荷者が指定した方法により出荷者に支払うものとする。ただし、第 15 条第 2 号による運賃諸掛及び立替金並びに資材の買付け等の未払金がある場合には、さらに負債額を差し引き、次の方法により支払うものとする。

- (1) 代金の受取人は、出荷者本人とする。ただし、組合が第 19 条の規定による荷受伝票の所持人を出荷者本人とみなして支払った場合には、荷受伝票の盗難、偽造その他どのような事故があったときでも組合は一切その責を負わないものとする。
- (2) 支払の方法については、現金又は送金の方法により行うことができる。

(買参人の決済)

第 26 条 買参人は売買が成立した場合には、買上明細書と現品照合のうえ、売買成立日から起算して 7 日までに現金で決済するものとする。
ただし、これにより難しいと認められるときは、別に定めるところにより支払いを猶予することができる。

(その他の決済の方法)

第 26 条の 2 センターにおける売買取引の決済については、第 25 条及び第 26 条に定めるほか、取引当事者間で決定した期日までに現金または送金その他取引当事者間で決定した方法により行わなければならない。

(保 証 人)

第 27 条 保証人は、買参人の債務について連帯保証の責に任ずるものとする。

(延滞金)

第 28 条 組合は、買参人が支払期日までに責務を履行しないときは、当該責務の金額につき年 14.6%の割合で支払期日の翌日から履行の日の前日までの日数によって計算した金額を延滞金として徴収するものとする。

第 7 章 管 理

(事業報告書の作成及び閲覧)

第 28 条の 2 1. 卸売業者は、事業年度ごとに、卸売市場法施行規則（昭和 46 年農林水産省令第 52 号）別記様式第 2 号により事業報告書を作成し、当該事業年度経過後 90 日以内に開設者に提出しな

なければならない。

2. 卸売業者は、前項の事業報告書の提出を行ったときは、速やかに事業報告書のうち貸借対照表及び損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

3. 卸売業者は、当該卸売業者に対して市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項の写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。

(1) 当該卸売業者に対し卸売のための販売の委託又は販売をする見込みがないと認められる者

から閲覧の申出がなされた場合

(2) 安定的な決済を確保する観点から当該卸売業者の財務の状況を確認する目的以外の目的に

基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合

(3) 同一の者から短期間に繰り返し閲覧の申出がなされた場合

(報告)

第 28 条の 3 組合は、センターにおける業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めたときは、卸売業者又は買参人に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(秩序の保持等)

第 29 条 1. 取引参加者及びセンターに入場するものは、センターの秩序を乱し又業務の遂行を妨げる行為をしてはならない。

2. 組合は、センターの秩序の保持又は業務遂行上必要があると認められるときは、取引参加者又はセンターの入場者に対し必要な措置をとることができる。

(清潔の保持)

第 30 条 センターの利用者は、センターの施設の清潔を保持し、自己の商品その他の物件を放置してはならない。

附 則 この業務規程は、平成 12 年 10 月 1 日から施行する。

この業務規程は、平成 13 年 9 月 1 日から施行する。

この業務規程は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。